

広報ふちゅう 掲載廣告募集

■ 大きさ・掲載料

大きさ	掲載料（税込／月額）
1号広告 縦4.5cm×横18.5cm	25,000円
2号広告 縦4.5cm×横9.1cm	12,500円

■ 掲載料の割引

回数	割引率
4～7回	10%
8～11回	20%
12回	25%

※1回の申し込みで複数号申し込んだ場合に
限ります。また、年度（5月号～翌年4月号）
を超えての申し込みはできません。

■ 掲載位置

表紙・裏表紙を除くページの下1段

■ 色

黒+1色刷り

↳ 色は指定不可。

※発行月により使用する色が変わります。

■ 発行部数 24,250部

(毎月1日発行・部数は令和8年度(予定))

■ 申し込み方法

政策企画課（府中町役場庁舎3階）へ

「広報ふちゅう広告掲載申込書」および「広告原稿」を提出してください。（電子メールも可。）

※「申込書」は政策企画課で配布しています。（府中町のホームページからダウンロードすることもできます）

※「広告原稿」は、広報に掲載できる状態のものを作成してください。

■ 申し込み締め切り

令和8年2月20日(金)

※随時募集は当初募集終了後にホームページでお知らせします。

■ 掲載の決定

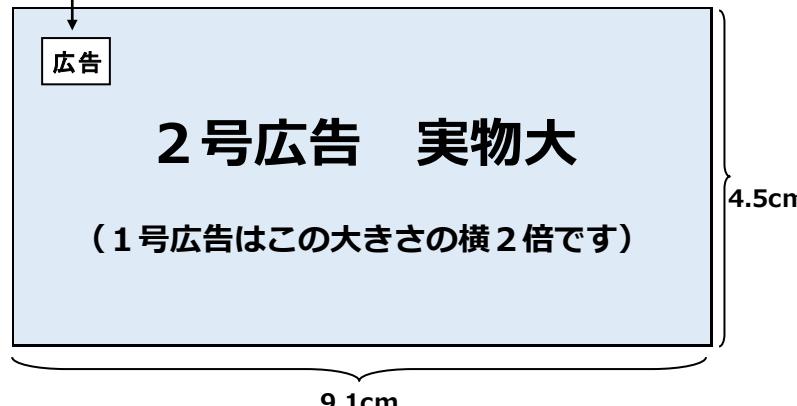
府中町広告審査等委員会で審査し決定します。

※申込数が広告募集数を超えたときは抽選になります。

■ 広告掲載に関する要綱等

詳しい内容については政策企画課へお問い合わせください。要綱等はホームページでご確認ください。

- 府中町有料広告掲載実施要綱
- 府中町広告掲載基準
- 府中町広告掲載基準の判断基準
- 広報ふちゅう広告掲載実施要領



【1号広告 イメージ】



【2号広告 イメージ】

【問い合わせ】

府中町総務企画部政策企画課 秘書広報係

☎286-3127 FAX286-3199

e-mail kikaku@town.fuchu.hiroshima.jp

府中町ホームページ <http://www.town.fuchu.hiroshima.jp/>



＜裏面もお読みください＞

次に当てはまる場合は掲載できません

【申込者の業種等】

- ・風俗営業と規定される業種、これに類似する業種
- ・貸金業
- ・ギャンブル業に関するもの
- ・社会問題を起こしている業種又は事業者
- ・町税を滞納している事業者

【広告の内容】

- ・法令に違反し又はその疑いのあるもの
- ・公序良俗に反し又はその疑いのあるもの
- ・政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- ・宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- ・人権侵害、差別又は名誉棄損となるもの又はその恐れのあるもの
- ・他人を誹謗し、中傷し又は排斥するもの
- ・投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれのあるもの
- ・内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- ・暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団に関するもの
- ・消費者被害の未然防止および拡大防止の観点から適切でないもの
- ・青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- ・個人・団体の意見広告及び名刺広告
- ・社会問題についての主義主張や係争中に関するもの
- ・国内世論が大きくわかっているもの
- ・その他掲載する広告として適当でないと町長が判断するもの

詳しくは、府中町ホームページをご覧いただくな、政策企画課秘書広報係（TEL 286-3127）にお問い合わせください。